

長浜市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により犬の登録手数料及び犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
名 称 公益社団法人滋賀県獣医師会 会長 石田 龍一  
所在地 大津市松本一丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター内
- 2 指定をした日  
令和8年4月1日
- 3 委託をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託した公金事務に係る歳入の種類  
犬の登録手数料及び犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料
- 6 徴収の方法  
現金による